

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ニジェール	食糧援助に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	400,000千円 -----	2022.9.8 (同日)	日本側 一方井克哉在ニジェール大使 ハスミ・ヤストウ ニジェール側 ストウ国際大臣兼外務・協力大臣	2022.11.4 378号
ニジェール	ニアメ市における中学校整備計画（詳細設計）に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の交換公文	ニアメ市における中学校整備計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	84,000千円 2026.8.31まで	2022.11.17 ニアメで (同日)	日本側 一方井克哉在ニジェール大使 ユスフ・モハマド・エルムクタアリ ニジェール側 ユスフ・モハマド・エルムクタアリ 外務・協力大臣付アフリカ統合担当閣外大臣	2023.2.7 65号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。